

かすみがうら市議会議員政治倫理審査会会議録

令和5年4月21日 午前9時56分 開 会

出席委員

委員長 矢口龍人  
副委員長 久松公生  
委員 佐藤文雄  
委員 岡崎勉  
委員 櫻井健一

欠席議員

なし

委員外議員

議長 小座野定信

出席説明者

総務部長 中泉栄一  
総務課長 羽成英明  
議員 鈴木貞行  
議員 小倉博

出席書記名

議会事務局 局長 金子俊文  
局長補佐 谷中博文  
係長 折本尚充

## 議 事 日 程

令和5年4月21日（金曜日）午前 9時56分 開 会

### 1. 開 会

### 2. 事 件

- (1) かすみがうら市議会議員の政治倫理条例第3条第1項に違反する疑いに関すること
  - ・選挙管理委員会への提出書類等について
  - ・被審査議員に対する聴取について
  - ・審査会としての措置について

- (2) その他

### 3. 閉 会

---

開 会 午前 9時56分

#### ○矢口龍人委員長

おはようございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまからかすみがうら市議会議員政治倫理審査会を開会いたします。

あらかじめご報告申し上げます。

本日の会議には傍聴の申出者がございます。かすみがうら市議会議員の政治倫理条例第6条第8項により、本審査会は公開といたします。

これより傍聴人の入室を認めます。

暫時休憩します。 [午前 9時57分]

#### ○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 9時58分]

まず、会議に入る前に、小座野議長からご挨拶をお願いいたします。

#### ○小座野定信議長

おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

委員会の皆様におかれましては、何かとご多忙中にもかかわらず、大変ご苦勞さまでございます。引き続き令和5年4月3日にて佐藤文雄議員から申出のありました、かすみがうら市議会議員の政治倫理条例に基づく調査につきましてご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。本日はよろしくお願い申し上げます。

#### ○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名いたします。

議会事務局、折本尚充君を指名いたしたいと思っております。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程のほうに入ります。

引き続きかすみがうら市議会議員の政治倫理条例第3条第1項に違反する疑いに関することとあります。

初めに、市議会議員選挙における選挙管理委員会への提出書類等の対応についてを議題といたしま

す。

説明を求めます。

○総務部長（中泉栄一君）

令和5年4月14日付でかすみがうら市議会議員政治倫理審査会委員長名でご請求がありました鈴木貞行議員と小倉博議員の市議会議員選挙において、選挙管理委員会に提出した学歴に関する書類一式といたしまして、今までお2人が立候補した選挙の際に、市民の皆様に配布した選挙公報の原稿の写しを提出させていただいております。

また、補足資料といたしまして、令和5年1月22日執行の市議会議員の一般選挙の立候補予定者説明会の際に、候補者の皆様に配付した資料も提出させていただいております。

まず、選挙公報につきましてでございますけれども、公職選挙法第169条第3項に「掲載文またはその写しを原文のまま選挙公報に掲載しなければならない」という規定がございます。つまり各候補者が主張したいことを自由に書いていただいて、選挙管理委員会に提出、そして選挙管理委員会は、それを原文のまま印刷して市民へ配布するという流れになっております。その記載内容につきましては候補者の自由記載でございますので、学歴を書いても書かなくても構わないということになります。

ただし、立候補予定者説明会資料の9ページの（3）選挙公報についての下のほう、「オ」一般的な注意事項の2番目の「・」のところに、虚偽事項の記載というところがございます。ここにつきましては説明会の際にも選挙管理委員会事務局から「自由記載なので、その記載内容については、ご自分で十分に気をつけてください」というような説明をさせていただいております。

次に、補足資料の説明をさせていただきます。

最初に、様式第1-5、かすみがうら市議会議員一般選挙候補者届出書、そして、次のページから立候補の予定者説明会の際の資料でございます、その5、6ページの（4）、（5）に立候補届出書に添付する書類、そして7ページにそのほかの届出書が記載されております。見ていただければ分かります、こちらにつきましても学歴について記載をするというところはございません。ですので、選挙公報も含めまして、候補者が選挙管理委員会に提出いただく書類の中に学歴を書かなければいけない部分はないということになります。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

原文のまま印刷をすると。全くチェックをしないということですね、選挙管理委員会では。

○総務部長（中泉栄一君）

はい、原文のまま掲載をしているという形になります。

○佐藤文雄委員

あと、学歴の記載もするかしないかは本人の自由だということで、今回の広報に関して学歴を書いていなかった候補者はおりましたか。

○総務部長（中泉栄一君）

ちょっと今手元にないんですけれども、前に見た段階では学歴を書いてない方もいらっしゃったと思います。

○矢口龍人委員長

いいですか。ほかにありませんか。

それでは、ご質問がないようですので、執行部の方には退席をお願いしたいと思います。

暫時休憩します。 [午前10時 4分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後10時 5分]

次に、政治倫理条例基準に違反する行為の存否についてを議題といたします。

市議会議員の政治倫理条例に違反する行為が実際にあったかということでございます。被審査議員に出席をいただき、事情を聴取するとともに、説明の機会をつくるものでございます。質疑を行い、各委員からの意見を賜ります。

初めに、鈴木貞行議員の入室を求めます。

暫時休憩します。 [午前10時 5分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後10時 6分]

初めに、改めて申出議員から申出内容の説明をお願いします。

○佐藤文雄委員

私のほうで調査の請求をしたんですが、政治倫理条例の第3条の第1項に違反する疑いがあるということで、内容的には、令和5年1月22日に施行された市議会議員選挙におきまして、最終学歴の記載について学歴詐称の疑いがある事案です。これについて審査をお願いしたいというふうに思うんですね。

鈴木貞行議員の広報に、千葉大卒というのがあったんですね。この千葉大卒というのは事実と違うんじゃないかということが1つです。この千葉大卒という中身そのものが、私もすごいなと思ったんですが、よくよく聞いてみますと、千葉大学の園芸学部の別科というところの修了をしたところだというふうになっているんですね。ですから、卒業というのはいり得ないし、修了というふうに書けばいいという問題でもない。つまりいわゆる学歴に値するのかが問題なんじゃないかなと思うんですね。ですから、茨城新聞社のほうにも最終学歴というところに千葉大卒と書いてあったんですよ。ですから、そこがやっぱりポイントなのかなというふうに思うので、これをぜひ調査してほしいということでございます。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

続きまして、説明を求めたいと思います。

○鈴木貞行議員

経歴のほうから、説明してよろしいですか。

○矢口龍人委員長

どうぞ。

○鈴木貞行議員

昭和55年の3月に茨城県の石岡第一高等学校の普通科のほうを卒業しまして、その前に入試を受けまして、千葉大学園芸学部の園芸別科のほうに昭和55年の4月に入学いたしました。2年間松戸市のほうの学校に通いまして、規定の単位、72単位以上を取りまして卒業式に臨みました。それ以来、ずっと本選が終わった後まで自分は修了じゃなくて卒業だとばかり思ってまして、それは私の認識の甘さだったと思います。令和5年1月の25日に近所の方からちょっと修了と卒業は違っているんじゃないのというのが周りから話が出ているよということで、そのとき初めて気がつきまして、その後、読売新聞社のほうからも、ちょっと聴講生ではないかという問合せがあったんで確認に来ました、ということで、読売

新聞社の方がお見えになって、そのときに聴講生ではなくて、きちんと入試を受けて、単位を取って修了してますよということで伝えました。そのときに修了証書はありますか、ということ言われたものですから、ちょっと探したんですけども、ないんですということで、またその後、もう一回探しましたらば、仏壇の奥のほうに入ってまして、確かに卒業ではなくて修了証書だったということで、私の本当に認識の甘さで皆さんにご迷惑をおかけしたことはおわびしたいと思います。

先ほど佐藤委員から言われた茨城新聞に千葉大卒というふうに掲載していたと思うんですけども、こちらが立候補予定者共通調査票というのを2回ほど補選と、あと本選に提出してますけれども、そこにはちゃんと千葉大学園芸学部園芸別科修了じゃなくて卒業というふうに記載しております。これは変えたほうがよろしいですか。

○佐藤文雄委員

それと、卒業証明書のページをお願いしてあると思うんですけども、それはありますか。

○鈴木貞行議員

あります。この中に全部入ってます。すみません、お手元の資料の一番上と2番目が補選と本選のときに提出した立候補予定者の調査表になっております。その出身学校、大学は学部名、大学院は研究名や専門職、大学院名も、ということで書かれていると思うんですけども、2つとも同じ千葉大学園芸学部園芸別科、最初のやつはちょっと学科と入れちゃったんですけども、それが卒業ということになっております。

それと、3枚目がそのとき千葉大学の園芸学部の園芸別科を修了したときに頂いた修了証書になります。

次に、先日、千葉大学にまで行ってきまして、修了証書と、あと成績証明書のほうを頂いてきました。

取りあえず添付資料はそのようなことになっております。よろしくお願ひします。

○矢口龍人委員長

これより質疑を行います。

○佐藤文雄委員

ということは、卒業じゃなくて修了だということで、認識が甘かったとおっしゃったんですが、事実こういうふうな形で卒業というふうに丸を付したと思うんですが、この別科というのは、学校教育法における最終学歴だという認識だったんですか。

○鈴木貞行議員

そうです。最終学歴の意味合いが自分もちょっと勘違いしてまして、最後の学歴ということで認識してましたけれども、ご指摘があって、その後調べましたら、最も高い学歴だということで、それは改めて再認識しました。そのときは、だから、最初は最終学歴というのは最後の学歴と思い込んでました。

○佐藤文雄委員

いや、だから、別科卒業と書いているから、恐らく別科もいわゆる学校教育法に基づく最終学歴だというふうに思っていたということですね。

○鈴木貞行議員

はい、思っていました。

○佐藤文雄委員

それはなぜ最後の学歴だというふうに考えて、この選挙戦に臨んだんでしょうか。

○鈴木貞行議員

最後の学歴という認識でいたものですから、それで臨みました。

○櫻井健一委員

今、学歴として勘違いしたということなのですが、ちょっと初め、基本的なところを聞きたいんですけども、入学試験があるのか、ないのか。あったとさっきお話の中でありましたんですけども、科目的には5科目とか3科目というのを聞きたいということと、週に何回通うのか。あと、今2年行かれたということで留年なんかはあるのかということと、あと、単位は72単位を取ったということで卒業を与えられるということなのですが、卒業の条件ですね、その単位を取ることだけなんでしょうか。今とても成績は優秀で卒業されているというか、修了されているような証明書の中には見受けられるんですけども、この成績がもしよくなかったときには卒業も単位として取れないというような、そういう決まり事があるのかという、この4点をちょっとお話聞きたいなと思いますけれども。

○鈴木貞行議員

1点目の入試の科目は、これもすみません、うろ覚えで、国語と理科だったと思います。その後、面接があつて、合格して入学しました。

2点目が、週に何回というか、1単位という単位がありまして、それを結局教授が来たときに出るような感じなので、1週間休みの場合もあるし、毎日行く場合もあるし、その単位を取るために授業があるときに行くというような感じなので、毎日学校へ行っているというわけではなくて、あくまで1年で36単位、2年で合計72単位以上取らないと卒業できないということで、自分は73単位だと思っているんですけども、それで卒業しました。

それと、留年ですね。仮に1年生で1単位足らなかったという場合は、1年生で留年というわけではなくて、2年生になってその落とした科目を2年生と一緒に受ければ問題はない。最終的に72単位以上取っていればオーケーだということなんです。

○櫻井健一委員

同じ質問の中で、最後の4つ目がまだだったので。4つ目は、修了とか卒業に当たっての条件で、その単位ということと、あと成績の。

○鈴木貞行議員

成績というか単位のほかに卒業論文というのがありまして、私の場合は園芸経営専攻だったんですけども、1年生から2年生に上がるときにやっぱり論文というか、レポートですね、これはかなり昔のやつなんですけれども、それを提出しました。最後にはやっぱりゼミのほうの先生のほうに卒業論文というか、修了論文になるのかな、というのを提出して、これを提出しないと修了できません。

○櫻井健一委員

72単位取られたということなんですけれども、1単位取るのに授業というのは90分で何単位とか、45分で1単位とか、何かいろいろそういう要綱があると思うんですけども、そういったところはちょっと覚えてませんか。

○鈴木貞行議員

園芸別科の履修計画というところに、単位についてというところをちょっと読みます。大学での1単位は標準的に45時間の学習内容に対して与えられるものである。例えば週1回90分の授業が15回で2単位になっている。便宜上90分を2時間に数えると、計30時間の学習になる。2単位は90時間の学習内容に対して認められるものであるから、その差60時間は授業時間外の学習を求めていることになる。したがって、成績の評価は授業時間外の学習を含めて行われることになるということで、レポート提出なんかもそれに含まれると思います。

○櫻井健一委員

今言った入学試験があって、学校で単位を取って卒業論文を書いた上で、レポートなどを提出をして修了をしたというところで、卒業、修了というところが混同して、間違った解釈になったというような、そういう感覚でお聞きしてよろしいですか。

○鈴木貞行議員

はい、そうです。

○佐藤文雄委員

だから、今72単位取るのには、別に2年でなくてもいいということですね、実際には。

○鈴木貞行議員

私の前、昭和54年から2年制の学校になったんですね。昭和50年のときはまだ農業別科だったんですけども、1年間だけだったんですけども、それが園芸別科になりまして、私、昭和55年からなんですけれども、昭和54年に2年間の拘束というか、2年行かなくちゃ駄目だよというのになってます。だから、そういうことがあって、私は短期大学だとばかり思っていたものですから。

○佐藤文雄委員

いや、そうじゃなくて、留年というか、今言ったように72単位を例えば2年間で取れなかった場合は、また延長するというか、3年でもオーケーだということなんじゃないかな。それは分かりませんか。

○鈴木貞行議員

みんな普通に修了したので、ちょっと中にはいたのかもしれないですけども、多分ないと思います。2年でみんな出ている。あくまで単位を取ったり、レポートを提出したり、そういうのをやった後での話で、ただ、ずっと出られるわけではないです。

○櫻井健一委員

あと、読売新聞のほうから聴講生なんではないかというような問合せがあったということなんですけれども、そのときに提出した内容も、やはり卒業で出されているというか、千葉大学卒になって新聞社に出てしまっているんですけども、そのときには別科ですとか、そういったことを書かない。千葉大卒だけで出してしまったのかどうなのかというのをちょっとお話聞けるでしょうか。これはこのまま別科と書いてあるんですよ。新聞社のほうの都合でこのような記載になったということなんですかね。

○鈴木貞行議員

私もそれを提出しただけなんで、あとは新聞社のほうだと思います。ただ、1回電話がかかってきた記憶があるんですけども、多分学歴はこれでいいですかみたいに言っていたとき、かなり忙しかつたので、ああ、そうですよと言っちゃった記憶があります。

○櫻井健一委員

そうすると、確認の電話のときにはほかの用事をしていて、ちょっとちゃんとした内容を理解しないまま簡単な返事をしてしまったということでしょうか。

○鈴木貞行議員

はい、そうだと思います。

○佐藤文雄委員

いや、もともと今までの事実経過を見ると、卒業というふうにまず勘違いしたと。それが修了だったというのが後で自分で確認ができた。それもあるんだけど、もともとその2年間の別科を修了すれば、短大の資格がもらえるかなど。資格をもらったんだというふうに勘違いしたということだと思うんですが、いかがですか。

○鈴木貞行議員

佐藤委員のおっしゃるとおりです。

○佐藤文雄委員

ちょっと、あとほかに経歴書がありますよね、主な経歴。ヤマト運輸は1982年だから、昭和何年だか分からないですけども、鈴木貞行議員が昭和55年に入学して、昭和57年に別科を修了して、その後ですか、ヤマト運輸は。ヤマト運輸もそうなんですが、アオイ工業株式会社、その次が日立建機株式会社になってますよね。このときの履歴書にはこの別科卒業というのは記載した記憶はございますか。

○鈴木貞行議員

記載していると思います。

○佐藤文雄委員

それは持ち合わせていませんか。いや、なぜそれを聞いたかという、例えば高校卒と短大卒と四大卒というか、それによって初任給が違うんだよね。だから、会社としては最終学歴をかなり気にするんですよ。初任給の問題になりますからね。ですから、ヤマト運輸にしても、アオイ工業にしても、日立建機にしても、これは全ての会社のほうは正社員で採用されたんですか。

○鈴木貞行議員

もちろん正社員です。

○佐藤文雄委員

だから、初任給が違うというのは分かってますよね、そういう意味では。

○鈴木貞行議員

短大扱いということで処理していただいていたと思います。

○矢口龍人委員長

ほかに。

○佐藤文雄委員

ごめんなさい。問合せがあったときに、これはもう同じだと思うんだけど、自分がもう卒業だと思いついてるから、茨城新聞社に千葉大卒と書いてあっても、別に違和感を感じなかった。最終的に当選した後も千葉大卒と書いてあるのもやっぱり違和感がなかった。いつこれは問題だと、ああ、甘かったなと思ったのは選挙が終わってからでしょうか。

○鈴木貞行議員

選挙が終わってからです。それと、茨城新聞は取ってなかったもので、内容は分かってないです。ただ、読売新聞社が2回ほど来ていただいて、修了証書のコピーも渡したときに、訂正文を載せたほうがいいですかということは言ったんですけども、そこまではやらなくてもいいでしょうという話だったんで。

○佐藤文雄委員

それと、前回の補欠選挙のときに、別科は卒業というのは正しくないよというふうに指摘されたというのを聞き及んでいるんですが、そういう事実はございませんでしたか。補欠選挙のとき。今回の令和5年1月22日の選挙が終わったとき以降におかしいなと、もう気がついたということなんでしょうけども、その前の令和4年7月10日の補欠選挙のときには指摘を受けたというふうに聞き及んでいるんですよ。そういうことはありませんか。

○鈴木貞行議員

覚えてないです。

○櫻井健一委員

今、読売新聞社のほうから確認の電話があつて、それでその訂正文なんかを載せたほうがいいのかという



ようなお話があつて、そこまではいいのではないのかといったことを言われたのは新聞社なのか、本人なのかをお聞きします。

○鈴木貞行議員

それを言ったのは新聞社のほうで、聴講生ということで問合せがあつたということだったので、その修了証書が出てきてから来てもらって、それを渡して、載せたほうがいいですかと私から質問しました。新聞社のほうは、こういう証書があるんで、問題はないですよ。必要というか、載せなくても大丈夫じゃないですかという感じだったので。

○櫻井健一委員

ということは、新聞社のほうが載せる必要はないというような判断を鈴木貞行さんのほうに促したというような解釈でよろしいんですか。

○鈴木貞行議員

載せる必要がないというか、修了証書を渡してある。向こうへ問合せがあつた方に見せるんだかどうか、ちょっとそれは分からないんですけども、それを持って行って、その後連絡がなかったので、強制的に載せなくていいと言われたわけではないです。

○櫻井健一委員

断定的なことではないというようなことだと思うんですけども、あと、確認の連絡があつたのは読売新聞、毎日新聞、朝日新聞、茨城新聞、その新聞社の名前とかは覚えていらっしゃるでしょうか。

○鈴木貞行議員

補選のときではなくて、本選のときだったような気がするんですけども、あとはちょっと覚えてないです。

○櫻井健一委員

本選のときに読売新聞からあつたということよろしいんでしょうか。

○鈴木貞行議員

いや、読売新聞だか茨城新聞ですか、あと毎日新聞ですか、朝日新聞、それはちょっと記憶にないです。

○櫻井健一委員

分かりました。

○矢口龍人委員長

私いいですか。副委員長。委員長を代わります。

○矢口龍人委員

千葉大学卒業という名前を入れるのと、修了という名前の入れ方では、受け取る選挙民にとっては相当な違いがあるかというか、結局千葉大卒となると一期校ですから、茨大は二期校ですから、はるかに千葉大というのはネームバリューもありますし、肩書きとしては最高だと思うんですけども、そういうふうなことを入れることによって、自分に対して選挙民がどういうふうな審判を下すかということも、本来被選挙人としては重要な部分だと思うんですよ。私は石岡一高で最終学歴十分だと思うんですよ。はっきり言ってね。今言ったように、疑わしいのであれば、本来は掲載しないほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、あえて補欠選挙でもそうですし、それから、先ほどおっしゃった茨城新聞を取ってなかったというのは単なる理由にすぎないと思うんですけども、茨城新聞の立候補者の表には、ここにもありますけれども、最終学歴と入っているんですよ。そこに千葉大学卒となっているんですよ。それ見て、本人であれば訂正するべきだと思うんですよ、速やかにね。だって、千葉大卒じゃないわけ

だから、訂正をするべき。補欠選挙のときも同じ書き方だと思いますよ。だから、どうして訂正しなかったんですか。

○鈴木貞行議員

新聞取ってなかったんで分からなかったんですけど。

○矢口龍人委員

いや、自分で卒業と書いているわけですよ、鈴木貞行議員が。だから、卒業じゃないのに、それを掲載したといった場合に、本来であれば卒業じゃないんだから、それを掲載したことに対しては当然、例えば新聞取ってなかったら云々と言う。でも、選挙公報でも何でも全部卒業になっているわけですから、鈴木貞行議員は自分で書いているわけですから、だから、本来であればやはりそこまできちっと公文書に学歴を入れるということは責任があると思うんですよ。間違っていましたで済まないと思うんですよ。その辺のお考えはどうですか。

○久松公生副委員長

暫時休憩します。 [午前10時37分]

○久松公生副委員長

会議を再開いたします。 [午後10時39分]

○矢口龍人委員

先ほど佐藤委員からお話あったように、学校教育法の中に別科というのは該当してないんですよ。ですから、それをあえて載せるということに対して私は疑問に思っているんですよ。大学院、大学、短大、高校、専門学校が対象になっているんですよ、学校教育法では。この別科というのはそれに該当してないんですよ。その辺の認識はございますか。

○鈴木貞行議員

認識がなかったものですから、そのまま卒業で通しちゃいましたけれども、それによって先ほど矢口副委員長が言ったように、こういうところを出ているんですねというふうにやっぱり有権者のほうは思われると思います。

○矢口龍人委員

本当にそう。選挙民の見方というのが大きく変わると思うんで、やはりちょっと本来であればきちっと学校教育法で定まった部分で最終学歴にすべきというふうになっていけばいいんですけども、ただ、最終学歴の定義というのは、今おっしゃった学校教育法の中を言っているんですよ。それ以外に入れるということは、本来やはり虚偽の記載になっちゃうんじゃないかと私は思うんですけども、これは聞いてもしようがないですよ。

○久松公生副委員長

委員長を代わります。

○佐藤文雄委員

インターネットで調べたんですけども、千葉大学園芸別科について教えてください。千葉大のホームページを見ても、いまいちよく分かりませんということで、るる書いてありまして、この修了、卒業後というか、これは短大卒になるのでしょうかと言ったら、修了者には修了証書を授与されますが、単位の認定や短大卒などの資格は得られませんと書いてあるんですね。じゃ、大学に編入することができますかと言ったら、編入することはできないんですって。優秀な成績と認められる人は、改めて入学試験を受けて大学に入るというような感じになるみたいですよ。だから、いろいろ調べてみると、今回の問題でクローズアップされて、鈴木貞行議員の問題で別科卒業というのが間違いだというのが明ら

かになったと思うんですね。そういう意味では、鈴木貞行議員本人はどのようにこれに対して対応しようと考えていますか。

○鈴木貞行議員

以後は最終学歴というところは石岡一高卒業というふうに書こうと思っております。

○佐藤文雄委員

いやいや、今回の事態に対してどうなさいますか。以後はいいですよ。以後書いたらまずい。以後やったら、これは明らかにもうアウトですよ。だから、今回の事案に対して鈴木貞行議員はどのように対処しようとしていますかという質問なんですよ。

○鈴木貞行議員

訂正文を載せるべきであれば載せたいと思っております。

○矢口龍人委員長

ほかにございませんか。

それでは、ご質問がないようですので、これで鈴木貞行議員は退席をお願いいたします。

暫時休憩します。 [午前10時44分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後10時46分]

次に、小倉 博議員の入室を求めます。

暫時休憩します。 [午前10時46分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後10時46分]

初めに、改めて申出議員から申出内容の説明をお願いします。

○佐藤文雄委員

小倉議員には大変ご苦労さまです。私は調査請求書を提出したんですが、今回の1月22日に施行された市議会議員選挙で、最終学歴の記載のことも疑義があるということでお呼びしたんですが、千葉大学果樹専攻科修了というふうにあります。これは学歴ではないんですね。最終学歴ではないんですよ。ですから、これがいわゆる政治倫理条例の第3条、議員は、市政に携わる責務を深く自覚し、人格及び倫理の向上に努めるため、次に掲げる政治倫理基準を順守しなければならないと。市民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。という、これに当たる。最終学歴ではないということなんですね。そのためにいろいろ事情を聞かせていただきたいということでお呼びいたしました。いいですか。

○矢口龍人委員長

では、説明を求めます。

○小倉 博議員

学歴ではないというのはちょっと私はあれなんですけれども、一応入学試験を受けて卒業、修了証書の授与式も、大学に入学したことは事実だと私は思っています。

○矢口龍人委員長

小倉議員に申しますけれども、修了証の写しを提出してくれというふうな申出が来たと思うんですけれども、お持ちになってますか。

○小倉 博議員

はい。

○矢口龍人委員長

お願いします。

はい、結構です。

これより質疑を行います。

○佐藤文雄委員

簡単に言うと、これは学歴だというふうに主張なされるということですね。

○小倉 博議員

大学の課程の学歴だと私は思っています。

○矢口龍人委員長

最終学歴ですからね。

○小倉 博議員

まあそうです。千葉大の園芸学部農業別科果樹専攻を修了したものと私は認識して、修了証書がありました。大学としても多分、学生として認めたものと私は今でも思っています。

○佐藤文雄委員

最終学歴だというふうな認識で今でもいるということですね。

○小倉 博議員

はい。

○櫻井健一委員

先ほどちょっと鈴木貞行議員にも質問をしたんですが、1つずつ、入学試験というのはおありになったということなんですけれども、科目に関しては、先ほど鈴木貞行議員は国語と理科だったかなということと面接ということがあったんですが、小倉議員のときにもそういう。

○小倉 博議員

私は英語と国語だったような気がします。

○櫻井健一委員

そして面接などはなかったということでしょうか。

○小倉 博議員

ありました。

○櫻井健一委員

それで、合格して通ったということなんですけど、先ほど鈴木貞行議員のときは2年制ということだったんですけれども、小倉議員のときには1年制だったということなんでしょうか。

○小倉 博議員

はい、そのとおりです。

○櫻井健一委員

そのときに単位を取って卒業されると思うんですけども、単位というのは何単位取られたかというのは覚えていらっしゃるでしょうか。

○小倉 博議員

多分単位制度はないと。前期、後期課程でやって、農業別科は花卉というか、花の専攻と造園と、私が行った果樹と、あとは蔬菜という野菜専門科があったんです。私は果樹専攻をしたもので、そのグループで勉強してきました。

○櫻井健一委員

じゃ、これ1年制ということで単位がないということだと、留年とかそういうような処置は当時はないということですか。

○小倉 博議員

ありません。園芸学部のそれは決まりだと思わすけれども、一応教えることを教えて、受けることは受けましたという事実が、それがこの証書だと思います。学校へはちゃんと毎日行きました。土曜日もありました。

○櫻井健一委員

ということは、月曜日から土曜日まで単位制ではないので、授業を受けに週に6日間行かれたんですか。

○小倉 博議員

6日間です。

○櫻井健一委員

あと、その卒業する条件ということで、何かテストがあったとか、レポートがあったとか、論文を書いたとかというような卒業に当たっての条件というのは何かございましたか。

○小倉 博議員

卒業論文はあったと思います。

○佐藤文雄委員

鈴木貞行議員がこの前に来たんですが、別科卒業というのは間違いだったと。修了だったということも間違いだったと。非常に考え方が甘かったというふうにおっしゃったんですよ。でも、小倉議員は、これはあくまでも学歴だというふうに主張していると思うんですが、この学歴だという主張の根拠はありますか。

○小倉 博議員

これが根拠と言われるとちょっといろんな条件があると思うんですけれども、まず入学試験を受けました。学校が求める授業も受けました。修了したことの証明もしていただきましたと私は認識して、千葉大学の園芸学部に行きましたと。修了しましたということは今でも自信を持って言ってきました。

○佐藤文雄委員

いや、自信を持つのはいいんだよ。自信を持つのは勝手だ。これは最終学歴じゃないんだよというのが基本的な考え方なんです。それはなぜかという、修了者には修了証書はやるけれども、単位の認定とか短大卒程度の資格は得られないことになっているんですよ。短大だとか、そういう学校教育法に基づくものにはなっていないんです。別科を設置することはできる、とはなってますよ。だから、そこで受講している人はいいけれども、だからといって短大卒だとか、そういう学校教育法に関わるようなものにはなっていないんですよ。だから、また同じようにそういうふうに入試を受けた。レポートも出した。だから、そういうことでそれが学校教育法における資格というふうにはなっていないという認識をやっぱり改めてほしいと思うんだよね。いかがですか。

○小倉 博議員

学歴、学習歴というか、法的に学歴というのがそういうふうと言われるんだったらその可能性があるのかもしれないけれども、私としては、学校に行って勉強してきて、学長から頑張りましたねと修了証書もらったもので、私は千葉大に行ってきたというような、今までそういう認識でいました。

○佐藤文雄委員

ちょっと前の議論なんだけれども、矢口委員長がやっぱり選挙公報にそういうふうに、小倉議員が思

っているように千葉大の学歴だというふうに主張すれば、小倉議員が選挙民に対して千葉大の修了だと、これは学歴だということを主張すると同じなんですよね。そうすると、選挙に影響するということはあると思うんですよ。そういうことは考えませんでしたか。これを書くことによって、選挙に対して、公報ですから、公報は自ら書いているわけだから、選挙管理委員会がどうのこうの言わないんだって。書いた本人の自由なんだって。だから、学歴についてもチェックするわけじゃないということなんですよ。それを書くことによって千葉大の園芸学部、園芸別科修了というような書き方をすると、一般の選挙民にとっては千葉大を修了したんだというふうに思われてしまうという可能性があるんですよ。そういうふうには考えませんでしたか。そういう意図はございませんでしたか。

○小倉 博議員

意図はありません。ただ、自分の経歴として書いただけです。

○佐藤文雄委員

学歴。

○小倉 博議員

学歴って、学校へ行ったということしか私は認識がないもので、大学出たのが学歴じゃないと言われればそうですかと言うほかないけれども、一応大学でちゃんと講堂で修了証書をもってきたもので、行ったんだなという思いでいます。やっぱり自分の学歴というか、経歴ですから、そのまま書いただけです。

○櫻井健一委員

今、統一地方選で石岡市の議員さんでもやはり同じように千葉大学の別科を卒業というような記載をして新聞に出されている方がいらっしゃるんですけども。卒になっているんです、ここでは。千葉大学園芸学部、それで、これは記載すべきだと小倉議員自体は思われますか。

○小倉 博議員

見させてください。

昭和30年生まれですから、私より2級下では、多分農業別科だったと思います。卒業、年度が違うから、さっき鈴木貞行議員が言ったように、農業別科が園芸別科になったように、どこで歴史が変わったか分からないとしか、まず言えませんね。

○佐藤文雄委員

また茨城新聞と言ってはなんだけれども、今言った対象の岡野孝男さんだけ、千葉大農業別科修了と書いているんだよ、こっちには。公報には卒と書いてあるんだな。だから、ここがやっぱりきちっと整理していかないと、今後選挙のときに市民を惑わせる大きな原因になると思うんだよね。だから、ここでしっかりとした議論をした上で、この問題は特に波及してくると思うんですよね。何か石岡一高の人が別科に行くというのが、いわゆるステータスというか、長男がやはり農業をもっと真剣になって専門的に学びたいと。そのために千葉大が別科を設けて、そういうことをやってきた。ですから、卒業生がたくさんいらっしゃるらしいですよ。だから、それをみんな卒業、卒業、修了、卒業と、これを学歴というふうな形で公報に出すということは、今後やっぱりやめさせることも必要な。それが今回の政治倫理条例での1つの歯止めになるんじゃないかなと思うんですよね。どういうふうに思いますか。

○小倉 博議員

この学歴の問題についてはちょっと大学へ行って聞いてきます。学歴じゃないんですかと。その後、皆さんに報告したいと思います。よろしいですか。

○櫻井健一委員

先ほどの質問で答えていただいたんですが、昭和50年の4月1日に農業別科から園芸別科に変わっているということらしいんですね、経歴が。ということなので、今の小倉議員の話と鈴木貞行議員のお話を聞いた中で、1年制だったところが2年制に変わる。入学の方式ですとか単位制とか、いろんなものがここで変わったんだと思うんですけども、ここを基準に学歴とするかしないかというようなお話を聞くのであれば、そういったところもちょっと争点になってくるのかなと思いますし、言うように大学のほうに確認するほかないと思いますんで。

終わったんですけども、ほかの人のことだから言えないということで、よろしいんですね。先ほどのほかのことに関しては、ちょっとほかの人のことなので、あまり。というような解釈でよろしいでしょうか。

○小倉 博議員

前後はちょっと違うので、その名称、2年間違うと多分専攻なんかも違ったり、2年後のことはちょっと私は分かりません。

○小座野定信議長

大学側、千葉大側の立場に立って考えてみると、小倉議員も鈴木貞行議員も修了証をお示しいただきました。そこに何で卒業という言葉が使えないかということだと思っただけなんです。さっき佐藤委員、皆さんから学校教育法、学部等の話も出てますけれども、卒業、1年制でも2年制でも、示されているやつを見ると、1年制のやつは、1年しか属してないやつは、その修了年では1年以上とするとあるんですよ。こういうところかなと思いますよね。だから、本当にその学部を卒業という言葉を使えるまでの教育だったのか、また、講習を受けたよというだけの修了だったのか、その辺の差があるかなと思いますよね。だから、修了された小倉議員は自信を持ってやってきたという言葉と、学校側も学校側でそれを明確にしないまま1年間頑張ったなということで修了証を渡す。しかも卒業式というような形で送られたんだと思いますよね。だから、そこでやっぱり受講した側、学生側と学校側の隔たりというものが今回の出馬に当たって露呈したんじゃないかなと思いますけどね。だから、言うならば、原因者はやっぱり学校側だと思いますよ。

○矢口龍人委員長

例えば、この審査会で千葉大学宛てに卒業と、要するに学歴として掲載することに疑義はありませんかと尋ねてもいいんですよ。でも、学校側に見てみたら答えられないと思うんですよ。学校教育法によってない。だから駄目なんじゃないと、例えば、言っても、大学側としてはコメントできないと思うんですよ。

○小座野定信議長

この専攻科・別科、第91条、大学には、専攻科及び別科を置くことができる。とあるんですよ。最後の閉じる言葉を見ると、特別の事項を教授し、その研究を指導する目的とし、その修業限度は、1年以上とする。とあるんです。だから、小倉議員は1年ですよ。だから、本当にこの文面を読むと、修了証はあるけれども、教育としてのあれはここでは発生してないわけだよね。だから、その辺やっぱり学校側だと思いますよね。

第91条の③で、大学の別科は、前条第1項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年数は、やっぱりここでも、1年以上とあるんですよ。

○矢口龍人委員長

だから、この法律は別科をつくることのできるということで、卒業、要するに学歴を与えるというこ

とじゃないんですよ。

○小座野定信議長

それは分かりました。こういう②、③の規定の中で読んでいくと、やはり小倉議員の時代には1年制の教育だったわけですね。櫻井健一委員が調べたように、昭和50年から2年制になっているわけですよ。だから、ここの修業年数は1年以上ということで、そこでこういう条文を読んでの学校側の改正だと思うんですよ。

○矢口龍人委員長

だから、それが学歴となりますよということではないですよ。

だから、短期大学でもないし、専門学校でもないよと。まあ受講したと。だから勘違いしちゃうね。

○櫻井健一委員

今、1週間、月曜日から土曜日まで通って、学歴にはならないよというような判断で、もし学校に行かれていたときに、そのような返答が来たときには、小倉議員はその後どのような、精神的にもいろいろ考えることもあると思うんですけども、そういったことにとって当初の認識と大きく違うということになるのでしょうか。

○小倉 博議員

変わらないと思います。私は農業をやって、梨をつくっていたもので、もっと専門的にやってこいと高校の先生に言われて、じゃ、受けてみろと。受けて、合格して果樹専攻を、今度は梨じゃなくて柿も栗も全部、次というか、また改めて勉強させられましたけれども、そういう意味では、例えば今度学校へ行って、実はこういうわけこうなんですけれども、学歴じゃないんですかと聞いて、そうだよと言われれば、納得したけれども、俺はそこを出てきた友達が日本全国にいますから、今でも旅行に行けば、青森に行けば青森の友達だ何だかんだと。そういう付き合いも今でも電話ではできる状態にあります。だから、いいところへ行ったなという感覚でいます。だから、学歴じゃないと言われても別にショックは受けません。

○櫻井健一委員

ということは、自分で欲しかった経験ですとか、そのやり方というか、果樹の勉強ができたということで満足であって、それには納得しているし、当時そこを勧めてくれた学校の先生にも感謝をしているし、友達ができてよかったというような、そういう解釈でよろしいですか。

○小倉 博議員

はい、そのとおりです。

○久松公生副委員長

ちょっと関連するんですが、それでは、これから先、さっきの鈴木貞行議員もそうなんですが、小倉議員も鈴木貞行議員も、この別科に関して最終学歴というふうに仮に認められないとなった場合には、その前年の石岡一高卒というふうを書く。書かなくちゃいけないとか、そういうふうに今度はするというふうになった場合は、それにももちろん従うという考えなんですか、確認します。

○小倉 博議員

一応確認して、学歴じゃないよと言われれば、分かりましたと。書きません。

○小座野定信議長

今の久松副委員長がおっしゃった、その書く、書かないということは個人判断よりも、やはり選挙管理委員会のほうの指導だと思うんですよ。だから、その辺、今の小倉議員のほうから書きませんというお言葉は出たと思うんですが、それは個人判断ではないというふうに私は感じるところです。



○矢口龍人委員長

全くそのとおりで、やはり今回のこの審査会は別科という教育の部分が最終学歴として適正か、適正でないかということも重要なことなので、そこの部分をしっかりと審査して、それである程度結論づけていきたいなと思っておりますので、できれば学校へ行って聞いてくるのもあれなのかなと思うんですけども、ただ、私らの感覚でいくと、学校についてもちょっと気の毒だなという感じはするんだよね。ただ学校教育法の中には入ってないというのであって、何か難しい解釈なんだよね、そこのところは。

いずれにしても、調べてみますか、この審査会としても。委員長名で出すようにしてもらおうようにします。

○小座野定信議長

議長という立場で物を言わせていただきますが、やはり政治倫理条例、参考人として来られた鈴木貞行議員も小倉議員も、非常に心重い感じで今日はここに来られたと思います。学校側のほうでちゃんとした答えがもらえるように努力しながら、学校側のほうにも確認をしてもらいたいなと思います。

もし万が一学歴じゃないよと、万が一の話ですけれども、学歴じゃないよといった場合には、これは個人の責任でなくて、修了証たるものを発行した学校側にも責任があるということで、2人のお名前前で新聞広告、訂正文を出すとか、そういったものは必要になるかなというふうには感じます。

○矢口龍人委員長

では、この件に関しては、審査会として学校側に内容についての問合せをさせていただいて、答えをいただけるようにしたいと思います。

それでは、質問等はないようですので、ここで小倉 博議員の退席をお願いします。

暫時休憩します。 [午前11時18分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後11時30分]

次に、条例の抵触の有無について審査をいただき、委員会としての措置を検討いただきたいと思います。

初めに、鈴木貞行議員についての条例の抵触の有無についてご意見を賜りたいと思います。

ご意見ございませんか。第3条の条例に対して抵触する分はありますかと。

○佐藤文雄委員

鈴木貞行議員の場合は、学歴だというふうに自分は思っていたけれども、これは間違っていたというふうに言っていたと思うんですよ。だから、それはこれに当たるというふうに判断してもいいんじゃないかなというふうに思いますけれども。

○矢口龍人委員長

ほかに。

○櫻井健一委員

私は詐称というところの意味の中で本人の勘違いであったというところの主張がありましたもので、これは意図的に自分を過大評価させるものではないというような判断で、僕はこれは抵触しないんじゃないかと思います。

○岡崎 勉委員

私も今、櫻井委員が言ったように、そういうことになるんじゃないかなと思います。第3条の第1項の規定には、全然分からなかったということで、ここでどうのこうのということとは言えないけれども、訂正させることはできるのかなと。委員会としてね。委員会として、そこまでして調査したんでしょう。櫻井委員からありましたから、その他、回答としてはそういうふうに訂正させるということではどうな

んですか。

○矢口龍人委員長

訂正云々じゃなくて、今条例に抵触するか、しないかの話をしているんであって、訂正はその後の話なんで。

○岡崎 勉委員

私はそれはしないと思います。

○矢口龍人委員長

しないというのは。

○佐藤文雄委員

意図的じゃないと思うので、抵触しないというふうに言ったのに同意するということだ。

あと、ちょっと私は非常に気になったのは、最初のときの7月10日の補欠選挙のときに、別科は卒業じゃないよというようなことを指摘をしたということを聞き及んだけれども、どうですかと言ったら、分かりませんというふうに言ったよね。でも、この前、矢口委員長がそれを話して、そういう事実があったみたいだということを、これは確認しようがないのでしょうか。

○矢口龍人委員長

確認しようがないということはないと思うんですけれども、確認できます、やれば。

○佐藤文雄委員

そうしたら、ちょっとそこもやはり確認しないと。今言ったように、意図的じゃないというふうに、だから詐称じゃないというふうに言っているでしょう。でも、最初に、補欠選挙のときに指摘を受けたのに、分からないというふうに言って、結果的に同じことを繰り返したということになれば間違いないと思うんだよね。それをやっぱり確認するべきだというふうに思います。それが確認できないということであれば、今言ったように、意図的なものじゃないと。詐称とは言えない。ただ、間違いを認めたということであれば詐称とも言えないだろうというような判断はできると思うんです。ですから、1期目というか、最初の7月10日の補欠選挙のときに、これは別科は卒業じゃないよという指摘をした事実をちょっと確認していただきたいなど。必要だったら私も協力しますので。

○矢口龍人委員長

分かりました。では、その後の判断ということにしましょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

では調査をしてもらいます。

それから、先ほども言いましたけれども、大学のほうの調査もありますから、資料が届いて、その資料を基にしてまた次の会議を開いて、その中で協議していきたいというのでよろしゅうございましょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

では、そのようにさせていただきます。

以上で審査会の調査を終了し、次回の審査会では、審査結果報告書の確認と、それから、先ほど言いました学校側の資料と、それから、あと、今おっしゃった鈴木貞行議員の補欠選挙のときの調査をさせていただいて、その報告を振り返りたいと思います。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ないようですので、以上でかすみがうら市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。

閉 会 午前11時36分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議員政治倫理審査会

委員長 矢口龍人